

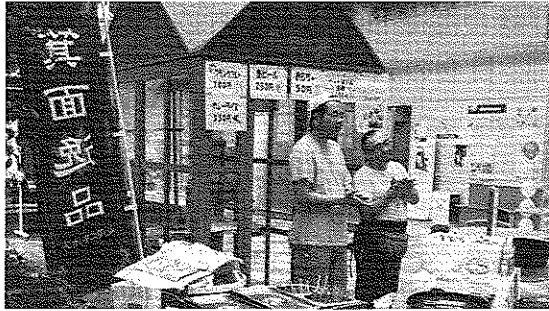
KSKQ

No.42

障害者事業団だより

一般財団法人箕面市障害者事業団

一九九一年九月三日 第三種郵便物承認 毎月(一・二・三・四・五・六・七・八の日)発行



「8月7日は笑顔を送る日!」RED NOSE (あかいはな) をつけることをシンボルとして、日本中に笑顔のムーブメントを起こしていくチャリティーイベントを開催している、RED NOSE JAPAN PROJECT 実行委員会及び(特活)日本クリニックラウン協会。今年はこちら箕面市ライフプラザでのチャリティーイベントが実現しました。クリニックラウンは、入院生活を送る子どもの病室を定期的に訪問し、子どもたちが笑顔になれる環境作りの活動をされています。この日の会場では、皆が笑顔を贈り合いました。私たちも参加しました。

障害者事業団をもっと知っていただきたいシリーズ⑨	2P
「社会的雇用の国モデル事業化」の展望は、新たなステージでの議論に ～「福祉と労働の谷間」をうめるために		
事業団日誌	5P
就労支援課の取り組み	6P
障害者就業・生活支援センター 障害者雇用支援センター		
重度障害者市民のViewpoint	8P
連続講座の報告	10P
働く顔	11P
お知らせ・編集後記	12P

障害者事業団をもっと知っていただきたいシリーズ⑨

「社会的雇用の国モデル事業化」の展望は、新たなステージでの議論に
～「福祉と労働の谷間」を埋めるために

一般財団法人箕面市障害者事業団 常務理事 兼 事務局長 栗原 久

2年間にわたる障がい者制度改革推進会議及び総合福祉部会が幕を閉じ、論議の場は、障害者基本法に基づく障害者政策委員会に移った。同委員会の第2小委員会では、現在、労働と福祉の乖離の問題や、賃金補填をめぐる本質的な問いかけを含め、真摯な討議が交わされている。私たちも同委員会関係者と連携し、引き続き、国等へのアプローチを続けていきたい。本号では、今後の検証の参考に資するため、これまでの経緯をまとめてみた。



平成21年度(2009年度)

12月 当面5年間を障害者の制度に係る改革の集中期間と位置付け、改革を推進する旨、並びに、「障がい者制度改革推進本部」(本部長：内閣総理大臣)を設置する旨、閣議決定

第1回本部会議にて、「障がい者制度改革推進会議」の発足を決定

1月 「障がい者制度改革推進会議」(事務局：内閣府)が発足

平成22年度(2010年度)

4月 「障がい者制度改革推進会議」に「総合福祉部会」(事務局：厚生労働省)が設置され、障害者自立支援法後の新法について論議を開始(倉田哲郎 箕面市長が委員となる)

6月 いわゆる「福祉的就労」のあり方について、労働法規の適用も検討する旨、閣議決定

平成22年6月29日 障害者制度改革の推進のための基本的な方向について(抄)

3 個別分野における基本的方向と今後の進め方

(1) 労働及び雇用

- いわゆる**福祉的就労の在り方について、労働法規の適用**と工賃の水準等を含めて、推進会議の意見を踏まえるとともに、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会(以下「総合福祉部会」という。)における議論との整合性を図りつつ**検討**し、平成23年内にその結論を得る。

10月 就労(労働及び雇用)合同作業チームをはじめ、チーム制での議論を開始

平成23年度(2011年度)

- 8月 「障害者基本法」公布、第18条に「国及び地方公共団体は、…**障害者の多様な就業の機会**を確保するよう努める」旨、また第19条に「**障害者の多様な就業の機会**の確保を図るため、…調査及び研究を促進しなければならない」旨、規定
- 8月 「総合福祉部会」で「骨格提言」がまとまり、多様な働き方についての施行事業が提案される

平成23年8月30日 障がい者制度改革推進会議 総合福祉部会
障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言(抄)

I-4 支援(サービス)体系

A. 全国共通の仕組みで提供される支援

1. 就労支援

【表題】 就労支援の仕組みの障害者総合福祉法における位置づけ

【結論】

- 障害のある人への就労支援の仕組みとして、「障害者就労センター」と「ダイアクティビティセンター(仮称、以下同様)」(作業活動支援部門)を創設する。
- 社会的雇用等**多様な働き方についての試行事業(パイロット・スタディ)を実施**し、障害者総合福祉法施行後3年をめどにこれを検証する。その結果を踏まえ障害者の就労支援の仕組みについて、関係者と十分に協議しつつ所管部局のあり方も含め検討する。

III-3 労働と雇用

2. 障害者雇用促進法以外の法律にも関わる事項

【表題】 就労系事業に関する試行事業(パイロット・スタディ)の実施

【結論】

- 安定した雇用・就労に結びついていない**障害者に適切な就業の機会を確保するため試行事業(パイロット・スタディ)を実施**し、賃金補填や仕事の安定確保等を伴う多様な働き方の就業系事業や、就労分野における人的支援のあり方を検証する。

平成24年度(2012年度)

- 6月 障害者総合支援法成立、この法律等を整備するための法律の附則に「法施行後3年を目途に就労支援の在り方を検討」等が記載される

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害者保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(抄)

附 則

第1条(略)

第2条 政府は、…この法律の施行後3年を目途として、…**障害者の就労の支援**その他の障害福祉サービスの在り方、…**等について検討を加え**、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項の規定により検討を加えようとするときは、障害者及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

*なお、平成24年(2012年)6月19日、参議院厚生労働委員会において、**渡辺孝男議員(公明党)**の質問に答える形で、**津田弥太郎 厚生労働大臣政務官**が次のように答弁されたので、併せて紹介したい。

議員御指摘の箕面市の取組を始め、障害者の就労支援に関する様々な取組が各自治体において行われておるわけですが、そうした取組には賛否を含めて様々な御意見があるというふうに承知をいたしております。したがって、この法律の施行後3年を目途とした就労支援の在り方に関する検討では、この4月から新体系への移行が完了した就労系障害福祉サービスの利用実態や福祉から就労への移行実績等を分析をまずする、それから、障害当事者や家族などの関係者からの御意見をしっかり踏まえる、そして、福祉から就労への移行を含む障害者の一般就労が後退することのないよう、それらを一層拡大する観点から、**箕面市などの取組の是非につきましても、含めて検討を行ってまいりたい**と考えております。

7月 「障害者政策委員会」発足、新たな障害者基本計画の在り方などを検討

9月 障害者雇用等を担当する第2小委員会など、6つの小委員会が立ち上がり、議論がスタートする



以上、この間の私たちの取り組みをみてきたが、これからは本番であると自覚している。2年間の国への提案は、新たなステージへと引き継がれた。障害者総合支援法施行後の検討期間(平成25年度から3年間)に、私たちの真価が問われている。社会的雇用の事業所、箕面市行政、そして全国の関係者と連携し力強く進んでいきたい。

事業団日誌

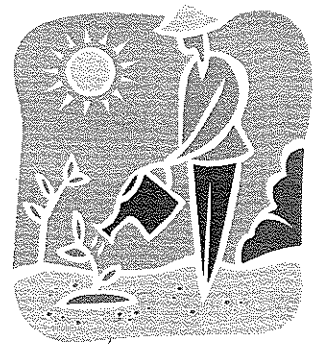


今回は、緑化部門での職場体験実習の様子をお伝えしたいと思います。

実習に参加されたのは、市内の授産施設に通っておられる20代の女性です。会話はほとんど同じ言葉のくり返しですが、昨年も緑化部門での実習に参加されて作業はしっかりと行うことが出来ていて、今回同じ現場で2回目の実習となりました。

靴箱の場所や更衣室のロッカーの位置などをよく覚えていて、こちらが何も言わなくても自分から使用することができていました。

作業に入ってから、花の植え付け作業を、職員がやるのと同じように行っていました。更に昨年よりも現場での作業の流れにも慣れているようで、とてもスムーズに実習に取り組んでいました



ところが実習二日目、一日目には気づかなかったのですが、よく見ると、実習生の植えた箇所の花の位置が微妙にずれて、波打ったようになっていたり、花の根元に土が十分に被さっていなかったりしていることがわかりました。実習も2回目で、朝の作業準備等を見ている、昨年よりも積極的に行動していたことや、職員の作業見本を見るだけで植え付けができていたことで、「支援」の度合いが少なくてもいい人であるとスタッフは思い込んでしまったようです。しかし、実習生の通所する施設の職員に、普段の作業の様子をお聞きすると、「隣の人と同じようにしているようだけど、揃える部分がきっちり揃っていなかったりすることがよくあり、失敗していてもそのままいってしまうので、こちらが細かい部分まで見る必要がある。」と言われました。このことを踏まえて、3日目からは、花の配列や土の被さり具合など細かなところまで確認しながら進めていきました。



まずは見本の例示をしてから、手添えで花の置く位置や土のかぶせ方を教えながら、一緒に花の植え付けをして、作業手順をしっかりと覚えてもらいました。暫くは横につき、同じようにできるか確認する中で何度か繰り返してもらいと、徐々に精度が上がり、きれいに植え付けができるようになりました。しかも、教えてもらった一つひとつの動作を、ほぼ寸分違わずに出来ることがわかりました。逆に言えば、間違ったやり方を覚えてしまうと、間違ったままそのとおりに最後まで出来上がってしまうということです。



この、「作業を正確に覚えれば間違いなくできる」という点は、就労をめざしていく上での大きなアピールポイントになっていきます。

能力や特性は人それぞれに違います。私たち事業団スタッフは、思い込みにとらわれることなく、実習生の「できるところ」「難しいところ」を見つけ出ししていくことが大切です。そして、今できているところは更に伸ばして自信に繋げ、難しいところは経験を積むことや周りからの支援で補うことができる方法を探る実習の場になるよう、本人や家族、支援機関と連携を図っていきたく、改めて考えた実習となりました。



就労支援課の取り組み

障害者就業・生活支援センター

企業で働いている障害者の交流、仲間づくりのための

『ぷらっとサロン』に取り組んでいます。

平成20年(2008年)12月から事業を続けている障害者就業・生活支援センター。箕面市だけでなく、池田市、豊能町、能勢町にお住まいの人を中心に、一般企業で就職して働き続けられるための継続的な関わりをしていく取り組みです。センターに登録して関わっている人は、250名を超え、そのうち企業等で働いている人も143名となっています。

企業で働いている人に対するサポートの一環として、仕事の話、趣味の話などを語り合う交流会活動として『ぷらっとサロン』を続けています。名前のお通り、気軽に「ぷらっ」と立ち寄りてもらい、同じように会社で働く仲間づくりの場にしてもらおうと思っています。

『ぷらっとサロン』を実施しているのは、週末金曜日の夕方、仕事が終わってから立ち寄ることができる時間であったり、休日の昼間であったり(その後で仲良しの人たちは遊びに行くことができる)、サービス業に勤務していて土日で休めない人が参加できるように平日の昼間であったり…と、いろんな時間に実施しています。

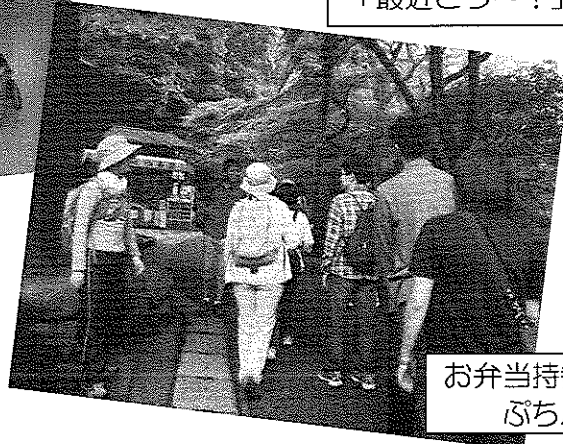
企業で働く人は、さらに増えていくと思われます。年に5~6回の取り組みですが、これからも『ぷらっとサロン』を通じた仲間づくりのお手伝いを続けていきます。



携帯電話について
マナーのあれこれを一緒に学びました



お茶を飲みながら
「最近どう〜？」と情報交換



お弁当持参で
ぶちハイキングに

障害者雇用支援センター

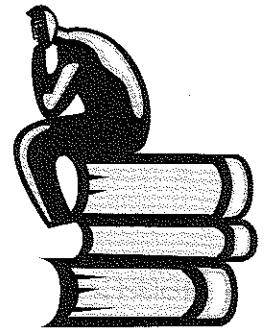
社会福祉を学ぶ学生の実習を積極的に受け入れています。

障害者雇用支援センターと障害者就業・生活支援センターは、それぞれ法律に基づき大阪府から指定を受けた取り組みであることから、社会福祉士の国家試験受験のための『ソーシャルワーク実習』の受入れ施設になっています。

平成21年度(2009年度)から、社会福祉士の養成カリキュラムが見直され、新たに就労支援機関が実習受入れ先にもなったものです。当事業団では、障害者雇用支援センターを中心に、利用者のご家族の了解のもと、昨年夏から夏休み時期で4週間の実習受入れをしています。

◇改めて気付く、就労支援で求められる幅広い知識

就労支援領域の支援ワーカーは幅広い知識が必要となります。生活保護を受給されている人の支援の際には生活保護に関する知識が、障害基礎年金の申請に関して情報提供をするには年金制度のことについての知識が必要です。また、ご家族に高齢で介護が必要な人がいる場合には、高齢者福祉や介護保険についての知識が必要な場合もありますし、財産管理や消費者被害から守るために成年後見制度の活用をすすめていく場合もあります。また、就労支援の領域は、障害当事者とその家族に対してだけでなく、障害者雇用をすすめていく雇用企業の立場を踏まえたサポートも重要になってきます。関係機関と連携する場面では、地域の社会資源を知ることでもあります。



◇学生と関わることで、私たちが得られるもの

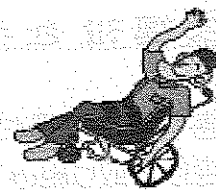
実習期間は4週間にも及びます。学生に学びの機会を提供する役割である私たちではありますが、学生に教え、様々な質問に答えていく関わりの中で、改めて自分たちの取り組みの目的を確認したり、よりよい支援に必要な気づきが得られることが期待できます。また、外部の人が関わることで、組織の風通しがよりよくなることも期待できます。



これからも、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターでは、国家試験の受験資格に必要な長期の実習はもちろん、短期間での実習や大学等からのインターンシップの受入れにも積極的に協力していきたいと考えています。就労支援に興味、関心がある学生、学校関係者の方からのご連絡をお待ちしています。

Viewpoint No.27

読者の皆さん、こんにちは。さて、重度身体障害者市民の自立生活を考える、このシリーズも4回目を迎えました。今回は、前回に引き続き、菱沼さんのお母さんに伺ったお話の続きと、当事者の母親でもある私の母の思いもお伝えしていきたいと思っています。



●前回までの振り返り

このシリーズで1回目と2回目は、私の自立生活に移行するまでの過程を、3回目の前回は、重度身体障害者市民の自立生活に対する親御さんの思いを、私と同時期に自立生活を開始した菱沼さんのお母さんに伺いました。自立生活に必要なことは『バリアフリーな家の確保』、『本人の自立生活への自覚』、『ヘルパーさんの人数の確保』、『生活費の確保』と話され、その他にも、『贅沢できないので夏野菜を栽培するなどしている。ある程度の工夫をしないと、豊かな生活ができない。』とおっしゃっていました。



(ここからはインタビュー形式で書かせていただきます)

●菱沼さんへのインタビューの後半

○前回の続き

菱沼母:今は、土日は実家に帰って来ている。土日に入ってもらえるヘルパーさんがいる事業所がないから、今は、新しい事業所を(綾子さんが)自分の足で探しに行っています。【※この取材は、昨年8月にしたものです。】

○親へのアドバイス

高田:自立生活に移った重度脳性マヒの身体障害者の親の立場として、これから自立生活をしたいと思っている、重度脳性マヒの身体障害者のご両親に対して、何かアドバイスのようなことはありますか？

菱沼母:子どもが、どれだけ自立するということについて考えているか、それがまず第一だと思う。親じゃなくって、周りじゃなくって、本人がどれぐらい、一人暮らし、自立するっていうことを認識しているか、(自立に関して)すべてのことを自分で考えられているか。さっき言ったように、住むところ、お金のこと、ヘルパーさんのこと全てのことを自分でどれだけ考えているかが、一番大事なことだと思う。ただ、「一人になりたいから、一人暮らししたい。」というのでは、たぶん(自立生活は)成り立たないと思う。

どれだけ自分で自立生活のことを考えて行動できるか、それが出来なければたぶん自立は無理だと思う。

そして親としては、その考えを子どもさんからしっかりと聞き取ってあげることが必要だと思う。頭からダメとかじゃなくて、本当に自立したいのであれば、「あなたは、どういうふうに一人暮らししたいの?」。また、「何から進めたいの?」としっかりと聞いてあげる。そして、何から始めたらいいのかわかってなかったら、何からどうするのか、誰に相談するのが一番いいのかとかを一緒に考えて、子どもの自立の考え方を理解した上で協力する。だから、子ども自身が自分の自立に対して、どれだけの思いを持っているのかが大事だと思う。

子どもが中途半端な自立への思いだったら、親としたらたぶん賛成できないし、協力できないと思うのね。子ども本人の気持ちをしっかりと聞いてあげること、それが親として必要なことかなと思う。それは自分の経験から言えることで、最初は私も反対していたから、「そんな馬鹿なことを考えて」っていうふうに思っていました。でも、本人がちゃんと説明してくれたから、じゃあ、協力しましょうかってことになったの。子ども自身がどれだけ自立する意志をもっているかが鍵だね。たぶん浩志さんのときもそうだったと思うけど。お母さんも、最初は反対していたよね。でも、浩志さんの気持ちがしっかりとしていたから、お母さんも「じゃあもう、協力しよう。」と動いてくださったと思うのね。だから、子ども本人の気持ちがしっかりとしていれば、親も、反対せずに協力できると思うし、周りも引き込める。それだと思います。

今後ね、自立したいっていう人がもしもいたら、自立生活に対する考えを、自分自身がまずしっかりと持つこと。それによって親を説得すること。だから、親も頭から、反対というんじゃなくて、子どもの言うことをしっかりと聞く。難しいけど…、親としたらすごく難しいけどね。たぶん、もう最初から頭ごなしに「あかん」と言う親は多いと思うけど、それは、私も経験したことだから理解できる。だけど、それではよくないと思う。まずは、子どもが自立生

活に対してどれだけしっかりと考えているかを、聞いてあ

げること。それで親も納得できれば、協力すると思うし、たぶん中途半端な考えやったら、親は反対すると思うよ。たぶん、浩志さんのとこもそうだったと思うし、うちもそうだった。ある程度本人は自分で考えていたし、そして自分でも行動していたから、親も協力しないとあかんと思った。

これから、自立生活を始めたい人の親御さんは、まず親が子どもさんにどうしたいのか、ちゃんとしっかり聞いてあげることやね。親が聞く耳を持つということ。親の立場からしたら、聞く耳を持つというのが、意外と難しいのね。

難しいけど、これがアドバイスです。親が聞く耳を持ってあげたら、よりうまく自立生活が進んでいくと思います。

(インタビュー形式終わり)

以上が、菱沼さんのお母さんのお話でした。長時間の取材に心良く答えてくださり、ありがとうございました。



●私の母の意見。

さて菱沼さんのお母さんのインタビューに引き続きまして、もう一人の当事者の母親である私の母にも、話を聞きました。

「以前から、本人は『自立生活をしたい』と、口癖のように言っていました。食べたり、飲んだりすることが難しい上に、言語障害も強くあるので自立生活をしたいとしても介助のヘルパーさんにうまく自分の意志が伝わるかどうかなどの心配がいつもあり、今まで息子の自立生活に踏み切れませんでした。今回は本人の意志も堅く、家も見つかったので、親として応援することにしました。いつかは、親が体力が落ちて本人の介助できなくなることを百も承知しながら、もう少しもう少しと頑張ってきたつもりです。しかしそれが、本人の気持ちの上で負担になっていたようです。介助が難しいほど、いろいろな方に、親が元気なうちに時間がかかっても、介助の方法を伝えていくことが必要だと思いました。

重度脳性麻痺という重荷を背負っていても、気持ちには障害がなく希望や夢はたくさん描いて生活をしているようです。親の私は不憫さだけ思っていました。実際に自立生活を始めて、親の心配はだんだんと薄らいできました。本人も徐々に自立生活に自信を深め、生

活を楽しんでいるようです。自立生活をする上で、障害による壁はいろいろ出てきますが、その都度関わって下さっている方たちの知恵をお借りして一つずつ解決しています。1~2ヶ月に一度実施しているサポート会議などで、たくさんの方々のお世話になりますが、自立生活は親が元気なうちにできた方がいいと思います。これからは、地域で暮らせる子どもの姿を見守っていきたいと思います。」以上が、私の母の話です。



●自立観の違い

さて、この取材を通じて感じたことは、当事者と親御さんとは、自立生活の捉え方に大きな違いがあると思いました。親御さんは、『できるだけ、他人の介助などを受けない。』とか、『身辺自立をした障害者市民が、一般の会社や作業所で働いて収入を得られてから、そこからはじめて自立生活を考え始める。』と考える方が大半だと思います。

しかし、障害当事者の自立生活への思いは『いつかは、私も友達や〇〇先輩のように、自立生活をして楽しく暮らせたら良いな。』などの、実に単純な憧れが最初にあります。その思いは年を重ねるごとに段々と強くなってきますが、その気持ちは、親御さんや周囲の人達にうまく伝えられず、その気持ちを強く持ったままケアホームや療護施設へ入所をしてしまう、そのような重度身体障害者市民が、多くいるのではないかと思います。ですから、自立生活に少しでも憧れや思いがある当事者は、自分の周りの人たちに『私は自立生活をしたい。』という強い思いを伝えていってください。そうすることで、最初はおぼろげだった自立生活へのイメージが、その道筋が段々と具体的に見えてきて、それから自立心もますます育ってくると思います。

さて、読者の皆さんはどう思われたのでしょうか？ぜひ、ご意見などお聞かせくだされば、うれしく思います。

それでは、次回のビューポイントも、お楽しみに。

担当、高田 浩志



平成23年度障害者問題連続講座の報告

1

第1回目(2011年11月18日)は、参加者105名、慶應義塾大学経済学部教授、厚生労働省顧問、障がい者制度改革推進会議「就労」合同作業チーム副座長の駒村康平氏から「経済学の視点から～『障害者雇用と所得保障政策』」とのテーマでお話をいただいた。

現在、経済のグローバル化が進む中で、国家間の格差は縮小し、国内の格差が拡大している。社会の思い込みから障害者雇用が広がらないが、障害者も含む多様な労働者によって構成される企業「ダイバーシティ経営」には、労働者皆が働きやすくなったり、雇用経験により障害者自身の可能性が拡大したりするメリットがある。また、社会との関わりのためには労働が重要であり、すべての人に働く権利(機会)を保障するベーシックワークという考え方もある。と前半で述べられた。後半は、当事業団常務理事の栗原久とともに、障がい者制度改革推進会議での議論を交えて、一般就労と福祉的就労の谷間を埋める社会的雇用について、効果を検証するためのパイロットスタディ実施の必要性が述べられた。

2

第2回目(2012年3月2日)は、参加者90名、弁護士で障がい者制度改革推進会議「就労」合同作業チーム委員(当時。平成24年7月に廃止。)の竹下義樹氏より、「法律の視点から～『障害者雇用と法律、障害者が労働者として働くために』」とのテーマでお話をいただいた。

働くことは、経済的な自立にとって重要なだけでなく、社会参加や自己実現の面からも、非常に重要な権利である。2006年に、国連で障害者権利条約が採択されたが、この条約では、あらゆる雇用形態における障害を理由とした差別を禁止している。現在、日本はこの条約に署名をしているのみで、批准はしていない。権利条約の批准にむけて、福祉的就労とよばれる、労働法が適用されていない障害者の就労についても、労働法を適用していくべきであり、法律の修正をおこなえば実際に可能であることを、弁護士の立場から非常にわかりやすくご説明いただいた。

質疑応答では、障害者総合福祉法の内容や骨格提言との関係と、今後に向けた動き、障害者権利条約の批准に向けた国の取り組み状況などについて、会場との意見のやりとりがされた。

3

第3回目(2012年3月9日)は、参加者79名、日本社会事業大学社会福祉学部教授で障がい者制度改革推進会議の総合福祉部会の部会長の佐藤久夫氏から「社会福祉の視点から～『国際障害者年(1981年)以降の、障害者と労働を取り巻く動き』」とのテーマでお話をいただいた。

今回は、3つのパートに分かれており、最初のパートでは、障がい者制度改革の障害者福祉制度改革を巡って、どのような論議がなされているのか、また、最近の状況はどうか、ということの紹介。次のパートでは、国際的な動向に触れつつ、戦後の、国連を中心とした障害者への取り組みや、国際生活機能分類(ICF)の動きや意義の紹介。最後のパートでは、賃金補填制度を中心とした社会的雇用を巡る佐藤氏の考え方と、今後の課題などについての紹介、とそれぞれ講演いただいた。また、各パートの最後に質疑応答の時間が設けられ、タイムリーな形での質疑が行われた。

働く顔

箕面市障害者事業団で働く障害者職員一人一人にスポットをあて、ご紹介していく“働く顔”。今回は本部で清掃やパソコン入力業務をしている瀬戸山みぎわさんについて取り上げます。

◇プロフィール◇

平成12年に喫茶るうぷメイプルホール店で働き始め、その後、店舗が障害者雇用支援センターのトレーニングの場所となることに伴って、平成18年4月から現在の本部事務所での勤務になりました



1. 仕事でのエピソード

事務をしている職員がいる事務室の掃除をするのは、注意点多くありますが、瀬戸山さんは、同僚職員の動きに応じた臨機応変な対応が得意なので、スムーズな作業が可能です。ただ、職員の動きの方が気になってしまい、作業に集中できずに、作業順序が混乱してしまうことがあります。また、職員がいる中での作業とはいえ、清掃場所は、書庫や廊下、トイレ等、間仕切りで区切られて独立していて、職員から見えない場所もあります。そこで、作業順序が混乱した場合でも、次はどの場所を掃除すれば良いのかがわかるように、1日の作業内容を書いたスケジュール表を作り、作業が終わった場所にはチェック印をつけるようにしました。これにより、現在の作業場所が「見える化」され、瀬戸山さんにとっても同僚にとっても次の作業がわかりやすくなりました。また、毎朝この表に、体調や家であったことを書いてもらうことで、夏の熱中症対策のひとつとしてや、気持ちのムラを把握するツールとしても活用しています。

出かける予定でお休みする以外は休まず元気に出勤されて、昼食後は大好きなコーヒーを飲みながら、職員達と談笑するのが日課です。職員との会話のかけ合いは、まるで漫才コンビのようですよ。

2. プライベート

休みの日は、老人施設でボランティア活動を続けていて表彰されたり、家族旅行をされたりしています。普段はグループホームで4人の共同生活をしていますが、誕生会を開いて皆で盛り上がることもあれば、逆にそれぞれの生活の場による行き違いから、ちょっとしたトラブルもあります。そんな話も、職場で同僚に話すことで、気持ちが晴れる時もあるようです。

3. 次のステップへ向けて

清掃以外にも、パソコンでの喫茶店売上データ入力をしてもらうことがあります。実家にパソコンを置いていて特訓するほどの熱心さです。パソコンデータ入力競技でのアビリンピック出場経験もありますが、入賞者との技能差は歴然としてありました。けれど、瀬戸山さんには業務としてのデータ入力を、着実に習得してもらいたいと思っています。

< 編集後記 >

巻頭の文章は、「おもて」の報告文だが、ここでは国へ提案をしていった、ここ3年くらいの「うら(かた)」の動きを、ささやかながらご紹介。そもそもの発端は、平成21年(2009年)12月、箕面市の倉田哲郎市長と健康福祉部メンバーが、社会的雇用制度の今後をめぐって激論していたことから。同じ頃、障がい者制度改革推進会議が始まることを耳にした自分も、何とかアプローチできないかなと思っていたのだが、年があけて、急遽、箕面市として国に提案をしていこうということになった。

そこで、市長、副市長に市長政策室、健康福祉部メンバー、そして私が集まって、2、3日、「ああでもない、こうでもない」と議論→パワポでビジュアル化→また議論→またパワポの繰り返しを延々行った。完成したのが「社会的雇用による自立支援(提案) - 2010年1月25日 大阪府箕面市」。これをもって、同日、市長と東京へ出向き、制度改革推進会議の委員さんなどにご説明させて頂いた。そこから始まったのが「わらしべ長者行脚」、行く先々で「この人にも説明したらいいよ」とアドバイスを受け、3月まで何度か東京へ足を運んだ。

その都度、新たな資料も持って行くのだが、新幹線に乗るなり、市長から質問の矢が飛ぶ。「そんな説明じゃ、分かりませんよ!」との突っ込みで、あたふたする自分だったが、日頃、狭い世界だけで通用する「専門用語」に頼っている弱さを痛感。ある日など、やりとりの末、車中で資料を作り変えることに。市長自らパソコンで修正し、「シンヨコハマ〜」の声を聞く頃に完成。そこから先方に電話して、プリントまでお願いした上で、送信って、便利だけど、けっこう綱渡りかなと(笑)。

総合福祉部会が始まってからは、せつかくの機会と、国会議員の方々にお配りする資料を大量に抱えて行くことも。余りに重いので、体重計に乗って自分の重さを引いたら25キロ! 会場の厚労省の階段に座り込んで、ホチキスをはずしては、差し替え、またホチキスをしていたときは、通る人、通る人に、「あやしくないですよ」の愛想笑いを(十分、アヤシイ)。「とにかく、この動きを伝えなきゃ」との思いから、古い名刺も引っ張り出して、一日中メールを打っていたことも。市長政策室参与として市長の代理発言という「おもて」も随分勉強になったが、「うらかた」冥利というか、その重みも実感した日々だった。と過去形で書いたが、国への提案はまだまだ続く。今度は30キロの荷物に挑戦だ! (栗原)

KSKQ

障害者事業団だより No. 42
発行日/2012年11月16日

編集人/一般財団法人箕面市障害者事業団(理事長 尾池 良行)

〒 562-0015 大阪府箕面市稲1-11-2 ふれあい就労支援センター4階

TEL 072-723-1210 / FAX 072-724-3383

ホームページ <http://www.minoh-loop.net/>

Eメール info@minoh-loop.net

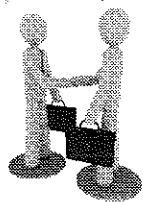
ヒューマンコミュニティのお

平成24年(2012年)度 障害者問題連続講座

障害のある人の『働く』を支える

～次の一步を踏み出すために～

第1回



平成24年(2012年)12月7日(金) 午後6時30分～8時30分

於: 箕面市立障害者福祉センター「ささゆり園」プレイルーム

「大人の発達障害当事者から見た現状と生活支援・就労支援 ～より良い社会生活をするために～」

講師: 広野 ゆい氏 NPO 法人 発達障害をもつ大人の会 代表
大阪府若者サポートステーション ピアワークサポーター

発達障害をもつ大人がその特性を社会に受け入れられ地域社会に貢献できるように、
当事者支援や啓発活動を、ADHD 当事者のお立場で行ってまいります。

平成25年(2013年)2月1日(金) 午後6時30分～8時30分

於: 箕面市立障害者福祉センター「ささゆり園」プレイルーム

「精神障害のある人のリハビリとIPS(個別就労支援) ～働くことの意味～」

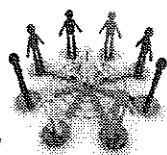
講師: 香田 真希子氏 目白大学 保健医療学部作業療法学科准教授
NPO 法人地域精神保健福祉機構・コンボ ACT-IPS センター

ACT(包括型地域生活支援)とIPSなどの普及を通じて、地域生活中心の精神保健医療福祉の実現を目指して活動を展開する
ACT-IPSセンターの立ち上げ者のおひとりです。

第2回



第3回



平成25年(2013年)3月15日(金) 午後6時30分～8時30分

於: 箕面市立障害者福祉センター「ささゆり園」プレイルーム

「障害のある人が働くことは ～箕面市内での様々な取組みから～」

講師: ① 新居 良氏 箕面市障害者事業所(社会的雇用) 豊能障害者労働センター 職員
② 杉林 佳治氏 就労継続支援A型事業所 桜ほのぼの苑 代表取締役
③ 中岡 努氏 就労継続支援B型事業所 箕面東部自立センター ZERO の家 職員
④ 武内 将仁氏 就労移行支援事業所 箕面市障害者雇用支援センター 職員

「障害のある人がいてあたりまえ」な社会に向けて。働く事を軸とした現状のお話をお聞きます。

【主催】 箕面市

【運営】 一般財団法人箕面市障害者事業団

《TEL》072-723-1210 《FAX》072-724-3383

《WEB》<http://www.minoh-loop.net/>



【参加ご案内】

- ・参加申し込み不要、参加費無料。
- ・手話通訳、要約筆記、点字資料あります。
- ・一時保育有(要予約10日前まで、詳細問合せ下さい)
- ・駐車スペースに限りがありますので、
ご来場の際は公共交通機関をご利用願います。

【会場案内】 箕面市立障害者福祉センター「ささゆり園」

箕面市西小路3-9-9(阪急牧落駅より約1km)

